

平成 21 年 6 月 1 日  
保健福祉部厚生課

平成 21 年度第 1 回長野市社会福祉審議会議事録

1. 日 時：2009 年 6 月 1 日（月）14 時～15 時 25 分

2. 場 所：ふれあい福祉センター 5 階 ホール

3. 出席者：別紙「委員名簿」のとおり

4. 要 旨：

（1）諮問事項

平成 22 年度長野市の保育所保育料について  
老人憩の家ほかの利用者負担の見直しについて  
第二次長野市地域福祉計画の策定について  
長野市福祉医療費給付金について

（2）決定事項

諮問事項の審議方法

諮問事項 については、児童福祉専門分科会に、 については、老人福祉専門分科会に、  
については、地域福祉専門分科会に、 については、福祉医療費給付金臨時専門分科会  
に付託する。

（3）報告事項

（仮称）長野市障害者基本計画の策定について  
市立保育所の民営化等について  
次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について

5. 詳細内容：

（1）諮問事項

平成 22 年度長野市の保育所保育料について

まず 1 番として、保育料改定の主旨。保育料の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要としていないが、長野市は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえ保育料の改定を行っている。

平成 22 年度の保育料については、現在のところ、国において改正の動きはないが、今後の国の動向を注視する中で、平成 22 年度の長野市の保育料について、諮問したもの。

2 の保育に要する経費と保育料。保育所の運営は、本来、国が定めた運営費でまかなわれることになっている。運営費は、保護者と公費で負担する。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担している。なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、保育料の一部を軽減している。

参考として、保育園運営費の負担状況のイメージ図を記載した。運営費を 100 とした場合の概ねの数値。本来であれば、半分は保育料ということで保護者の負担、残りの 50% は市と国の負担であるが、現在、市と国の負担の 50% のほかに、保育料の軽減ということで、市が 15% 負担している。

3番のこれまでの審議経過。保育料については、前年分の所得税額等を基に決定している。平成19年分の所得税については、所得税定率減税の廃止及び国から地方への税源移譲による税制改正があり、平成20年度の保育料は、税制改正前の所得税額と変わらない場合、前年度と同額になるよう長野市保育所保育料徴収基準額表を改正した。

なお、平成21年度の保育料は子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、社会福祉審議会において、平成20年度の保育料を据え置く答申をいただき、据え置くこととした。

4番の平成22年度の保育料については、現在のところ、国において改正の動きはないが、国の動向について注視していく。

5ページ。平成21年度保育料徴収基準額表の月額。左側区分のAからD10まで15段階に分けて、生活保護によるもの、所得税はかからないが20年分市町村民税の課税状況、区分Dの10段階については、20年分所得税額により、保育園児が3歳未満児か3歳以上児により、それぞれ保育料の基準額を示したもの。(保育家庭支援課)

【質疑応答】なし

#### 老人憩の家ほかの利用者負担の見直しについて

まず、一つ目の項目、老人憩の家ほかの利用者負担について、1の見直しを求める理由。市において、昨年、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を設け、各種公共サービスを性質等により類型化し、その類型に応じて利用者の負担割合を見直すことにしている。今回お謀りする、1番目、老人憩の家の利用料、2番目、老人福祉センター等の講座受講料を見直しの対象とされたもの。なお、老人憩の家の利用料については、今年度から3カ年の計画「あんしんいきいきプラン21」においても、見直しを検討することとしている。

次に、現状と見直しの背景について説明。一つ目の老人憩の家の利用料金についてであるが、憩の家は市内に10施設あり、基本的、浴室と広間で構成されている有料の施設で、利用できるのは市内在住の60歳以上の方、利用料金は1回120円となっている。平成20年度の実績は、入浴利用者数、収入額、管理運営費とも資料のとおりであるが、管理運営費が収入額の5倍強となっている。なお、利用者数の括弧内は、1施設の1日あたりの利用者数。収入額の括弧内は一人当たり92円となっているが、身体障害者手帳等をお持ちの方は無料となることから、120円を下回っているもの。

見直しの背景としては、民間の公衆浴場や温泉施設等と競合しているものであり、例えば、民間の公衆浴場の料金380円に対して、安価な料金設定となっているもの。

次に、二つ目の老人福祉センター等の講座受講料。老人福祉センターは市内に12施設あり、教養講座や生活相談等を主に行っている。教養講座については、もんぜんプラザ内のシニアアクティブルーム等でも同様の講座を開設している。利用できるのは、市内在住の60歳以上の方で、教材費・材料費は実費徴収しているが、受講料は無料となっている。平成20年度の実績は、講座開催数、講座受講者数、受講料収入、管理運営費とご覧いただいている資料のとおりであるが、受講料をいただいている中で、管理運営費の内、講師謝礼に限定してもご覧の経費を要している。

見直しの背景としては、生涯学習や勤労者福祉施設では有料の場合もあり、負担の不均衡が見られる。

次の 7 ページに、参考として「利用者負担に関する基準」を示している。縦軸を公益的・私益的な尺度で、横軸を義務的・裁量的な尺度で捉えており、老人憩の家は、縦軸の 4・横軸の B、教室・講座は、縦軸の 5・横軸の B で類型化されており、私益的かつ裁量的要素が強いサービスとして位置づけられている。

次に 8 ページをご覧ください。二つ目の項目、独居高齢者等緊急通報システム設置事業における利用者負担について説明。まず、利用者負担を求める理由であるが、このシステムの利用者は 1,300 名程いるが、鬼無里地区を除いて利用料は無料となっている。長野市行政改革大綱の実施計画により、公平性確保のため利用者負担を求めることとしている。さらに、「あんしんいきいきプラン 2 1」においても、受益者負担等の見直しを図ることとしている。

次に、緊急通報システムの内容について。これは、電話回線を使用したシステムで、あらかじめ緊急通報器や付属のペンダント等を高齢者に貸与し、貸与を受けた高齢者が、自宅敷地内で急な発作などで動けなくなった時など、ペンダント型あるいは腕時計型の発信機の緊急通報装置ボタンを押しさえすれば、前もって登録しておいた協力者に救助通報を行うことができるシステムである。

なお、このシステムの事業は、平成 17 年合併以前から旧市町村単位で実施されていたが、3 の地区によるシステムの違い、長野地区、豊野・戸隠・大岡地区、鬼無里地区におけるシステムの違い、あるいは、4 の利用状況及び設置運営費、( 1 ) から ( 4 ) まで各地区の運営費が異なっているが、このように、運営方法、あるいは、設置運営費が地区により異なっており、合併後もその状況を変更せずに今日まで継続してきた。

次の 9 ページをご覧ください。緊急通報システムの運用イメージ図があるので、これを用いて緊急通報システムの仕組み及び運営方法の相違について説明する。

まず、左側の長野、鬼無里地区の一部について説明する。このシステムについては、コールセンターを介在させるシステムであり、対象となる高齢者が緊急時にこの通報装置を使って発信を行うと、24 時間対応のコールセンターで受信する。これが 。

次に、受信したコールセンターでは、発信者に対し容態確認のため、電話をかけることとなる。これが 。

対象者である高齢者が誤ってスイッチを押してしまった等の誤報等による場合で、対応が不要になる場合は、この段階で終了となる。

しかしながら、コールセンターの電話に出ない等、対応が必要であると想定されると、コールセンターでは、近隣の協力者に対し、対象者に出向いて確認していただきたい旨の要請を行う。協力者は、出向して確認すると、必要があれば救急車の出動を要請する。これが 及び 。

当然、出動の依頼があれば のような救急車の出動があり、病院へ搬送する等の対応を行う。

なお、長野市については、協力者が対応できない場合、最終の手段として、タクシードライバーが駆けつけることとなっている。

次に、右側の豊野、戸隠、鬼無里の一部、大岡地区の方法については、コールセンターを介在させないシステムで、高齢者が発した緊急通報は、直接、近隣の協力者が受信

することになる。それ以降の対応は、長野市と同様である。ただし、コールセンターが介在しないため、実際に緊急通報があった際に、状況が確認できない限界がある。(高齢者福祉課)

**【質疑応答】**

(委員) 6 ページの老人憩の家と福祉センターで、管理運営費というのが利用料に対して高額であるが、市としてどういうものに使うのか。

(高齢者福祉課) 憩の家及び老人福祉センターについては、指定管理者制度という形で、人件費等である。

(委員) 皆さん合計の人件費か。

(高齢者福祉課) 老人福祉センターは 12 施設、憩の家は 10 施設における人件費等。

(委員) 次に、8 ページの 2 に、「急な発作や転倒などにより動けない状態になった」とあるが、急な発作で動けないときに本人がボタンを押すことができるのか。そして、9 ページに、「コールセンターは、発信者に容態確認の電話をかけます。」とあるが、電話を受けられるのか。どのくらいの割合で電話を受けられるのか調べたものがあったら教えてほしい。

(高齢者福祉課) 統計のようなものはない。申し訳ない。転倒などによって足を挫いてしまったとかであれば受けられる。ペンダント型とか腕時計型とか、押しさえすればコールセンターに通報する。それによって、コールセンターでは相手の高齢者へ状況の確認をする。先ほど申し上げたが、かなり誤って押ししてしまったという場面がある。電話に出られなければ、コールセンターでは近隣の協力者へ駆けつけてくださいと依頼をする。

(委員) 長野市にメディカルコントロール協議会というのがあり、心筋梗塞や脳梗塞などで倒れた場合、特に心筋梗塞は心臓マッサージを行うと救命率が高い、民間の方もやられる、家族の方もやられる、近所の協力者の方にもやっていただいて、救急車の到着までに心臓も回復することも多いということになっている。怪我の方はともかく、発作というのは何を考えての発作かということになると、心筋梗塞とか脳梗塞とかになると思うが、とても間に合わない。うちで電話がなってもそこに這って行けない、近所の方が来てやるまでに、実際に数分、数十分以上かかるということになると、非常に救命率が下がる。これは、ボタンの代わりに、何か良い工夫がないのか。心臓が止まったら通報がいくような装置の開発も是非お願いしたい。

(委員) 8 ページの 4 番、( 1 ) の長野地区から ( 4 ) の鬼無里地区ということで、運営経費がそれぞれ台数によって経費に違いがある。方式の違いもあるが、経費の内訳を教えてください。

(高齢者福祉課) 例えば、長野地区について申し上げますと、月額が 2569 円。そのうちリース料が 1,260 円。コールセンターの運営委託費が 1,150 円。また、鬼無里地区については、設置運営費も含んで月額 4,500 円というような状況になっている。

第二次長野市地域福祉計画の策定について

10 ページ、資料 3 をご覧いただきたい。1 の計画策定の趣旨、( 1 ) の地域福祉計画。地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される計画であり、住民が民様が、様々な

生活課題に目を向け、行政と関係機関、そして事業者等との協働の下に、自らその解決に向けた取り組みができる方策を策定するということが一つ。それとともに、縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムを構築していくことを目指すものである。

(2)の現計画について。平成12年施行の社会福祉法に「地域福祉の推進」が位置づけられている。平成15年に「地域福祉計画の策定」が新たに規定された。これを受け、長野市では、平成17年6月に、長野市地域福祉計画を策定した。計画の期間は、平成22年度までとしている。

次の(3)見直しの考え方について。現計画は平成17年度から22年度までの6年計画である。そのため、平成23年度以降の地域福祉推進についての新しい計画が必要となる。現在の計画ができ、執行中であるが、この間、いろんな制度が変わってきている。介護保険制度では地域密着型サービスの創設、医療保険制度改革では在宅医療の推進、障害者自立支援法では障害者の地域での自立、精神障害者の地域への移行等が行われている。このような社会福祉制度の大きな変革を、地域福祉計画に反映させる必要がある。

一方、地域においては、地域で支える仕組みの再点検を行うとともに、住民参加およびその意見の反映を一層徹底する必要がある。

また、国の方からも、平成20年3月には、厚生労働省社会・援護局長の下に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書をまとめており、これに整合する形で、下記の観点に重点を置いて計画の策定を行うことにされている。下のアからエのとおり。特に、長野市が現在進めている、エの災害時要援護者への支援策ということも追加をしていくということになる。

次に、2の次期計画の期間についてであるが、平成23年度から平成27年度までの5年計画である。

次の3の次期計画策定の基本指針。(1)では、今回の見直しは、平成19年度からスタートした第四次長野市総合計画を踏まえ、それから、進めている都市内分権の動向等を踏まえて見直しを行っているものである。

(2)では、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について」ということで、こういった国からの通知、下にもあるが、こういった通知を踏まえて見直しを行うということにしている。

また、次の(3)であるが、平成20年2月に本審議会から「長野市地域福祉施策について」の答申をいただいているが、これを踏まえて行うもの。

次に12ページをご覧いただきたい。別紙1で、策定体制の案である。左側に市民参画組織、右側に行政組織ということで分けている。左側の市民参画組織として、長野市社会福祉審議会の下に地域福祉専門分科会があるが、こちらでご審議をいただきたい。その専門分科会の下に、市民企画作業部会というものを設けて、ここでは各種団体の関係者、公募委員さん等で構成をし、ご審議をいただき、策定をしていただく。

その下に分科会というものを設け、7つの視点に立って、それぞれの内容についてご審議を積み上げていきたい。

右側に行政組織があるが、本日、市長から諮問をさせていただき、出来たら答申とい

う形でいただく予定のものである。

次の 13 ページをご覧ください。別紙 2 であるが、これは策定のスケジュールの案。左上から、審議会の諮問ということで、本日、平成 21 年 6 月 1 日にさせていただいた。この後、市民企画作業部会を 8 月頃に設置をさせていただき、その後、事業者アンケートということで施設等に事業者アンケートをさせていただく。その後、まちづくりアンケートということで住民の皆さんにアンケートをさせていただく。そして 22 年 1 月に開催予定であるが、審議会と専門分科会に中間報告をさせていただく。翌年であるが、平成 22 年 4 月から地域福祉専門分科会でご審議をいただく。その後、22 年 12 月頃にはパブリックコメントということで、広く市民の皆様からご意見をいただき、23 年の 1 月には審議会の答申をいただければという風に考えている。(厚生課)

#### 長野市福祉医療費給付金について

次に、14 ページをご覧ください。資料の 4。まず、1、福祉医療費給付金制度の概要について、若干、説明をさせていただく。(1)の目的であるが、乳幼児、障害者、父子家庭の父子及び母子家庭の母子等の健康の保持及び生活の安定のために、福祉医療費給付金を支給するもの。

(2)の対象者であるが、左側に対象者を掲載している。合計で、人数としては 39,561 人、21 年 3 月末現在の数字となっている。対象区分ごとにはご覧の通りとなっている。

(3)給付内容であるが、給付を受ける対象者が支払う保険診療の一部負担金、通常は 3 割であるが、そこから高額療養費や付加給付、1 レセプトあたり 300 円を差し引いた額を市が給付をしているというものである。

(4)の給付のしくみであるが、対象者が資格取得申請後に福祉医療費受給者証を発行する。受給対象者が長野県内の医療機関等に受給者証を提示し、一部負担金を支払う。医療機関等から提供される情報に基づき、市では、給付金を毎月 28 日に給付をさせていただいている。

(5)の事業の運営に要する予算であるが、21 年度では、扶助費ということで給付金の額で 15 億 1,085 万円を計上している。なお、県の要綱に定める要件に該当する場合は、給付額の 2 分の 1 が県から市へ補助金として支出される。

次の 15 ページをご覧ください。この制度の負担の区分について、表でお示しをさせていただいたもの。対象の区分であるが、縦軸に区分、乳幼児の就学前とあり、以下、障害者とか 65 歳以上の重度心身障害者等となっている。横軸に所得の制限が記載してある。

右上にあるように、県の補助対象が白抜きとなっている。網掛けとなっているのが市の単独で上乘せしているとか、単独で実施しているというものである。例えば、乳幼児では、入院、外来とも所得制限無しで県の補助対象となっているものである。その下の障害者だと、身障者手帳 1 級から 2 級の場合、特別障害者手当所得制限までが県の対象であり、その上、所得制限なしということで市が単独で上乘せをして実施をしている。そんな風にご覧いただければと思う。

次の 2 として、受益者負担額とあるが、これは対象の方がお医者さんにかかった場合

に、1レセプトあたり300円を、現在、ご負担をいただいている。

その下の3、入院時食事療養費、標準負担額であるが、入院したときの食事について、小学校入学前の乳幼児の皆さんは、その経費の2分の1を給付しているもの。

前の14ページにお戻りいただきたい。2の諮問内容と答申の予定時期について。(1) 受益者負担金についてであるが、これは、長野県福祉医療費給付事業検討会において、昨年暮れから本年の1月にかけて検討され、受益者負担金が1レセプトあたり300円から500円に引上げることが決定された。この実施時期は、21年10月である。これに基づき、県は10月から500円に引き上げることが決定している。長野市ではどのようにするか諮問をお願いするものである。答申の予定については、時間がなく申し訳ないが、21年の8月を予定している。

次の(2)の所得制限のあり方について。これは、平成19年度に「長野市社会福祉審議会」の答申に、「所得制限のあり方」について、今後検討を行うという風にいただいたものであり、これに沿い、ご検討をいただいくもの。答申の時期は23年1月まで。

(3)福祉医療制度全般の見直しについて。これは、県の動向を踏まえながら、福祉医療制度全般の見直しを図るもの。この件については、長野県福祉医療費給付事業検討会が市町村の意向調査をした上で、見直しを検討している。これについても、平成23年1月までをお願いをしたい。(厚生課)

【質疑応答】 と をあわせて。

(委員)10ページの第二次長野市地域福祉計画についてであるが、策定の趣旨の中にも、「縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムを構築していくことを目指すものである。」とある。

実は、私は、この前の第一次の地域福祉計画の策定にも参加させていただいた。そこでとても議論されたのが、現在ある縦割りの対応、老人福祉計画、障害者行動計画、次世代育成支援行動計画など、縦割りを総統括するような機能を大胆に作り直せないかという提案をし、大いに議論をした。庁内の調整会議で、十分調整したり、意思の疎通を図ったり、調整するというのでそのままになっている。

策定のイメージ図を見ると、総合調整会議、総合調整会議幹事会が行政組織にある。この後、それぞれの分科会で議論されることになってくるかもしれないが、確かに、庁内の推進会議や幹事会が行われてきているというデータもあるが、実際に地域社会で起こっている様々なことを、縦割りではなくて横断的に、色々なネットワークが連携しながら解決をするというシステムを是非作っていただきたいと思う。

(厚生課)委員さんのご意見はごもっともなことであり、当初の時からそんなお話をいただく中で策定をしてきた。この計画については、そういうことを目指している。色んな制限というか役所には役所の機構があり、地域に行けば地域の中の皆さんのお考えとかそれぞれの団体もある。今回見直しをするにあたって、そういったことも超えられる、具体的なご意見ご審議を専門分科会でいただく中でお知恵をいただきたい。私どもとすれば、目指すものに向かっていきたいと考えている。

(委員)もう一点。策定のあり方というかスケジュールについて。確かにこのスケジュール案に従ってやっていけば、平成23年の2月には最終案の発表が行われると思う。一次

のときの経験から申し上げますと、所謂、行政主導の策定はやめようと、本当に地域の住民の声や意思や願いを反映した地域福祉計画を策定しなければ意味がないではないかということで、あのときのワーキングチームは実際に何箇所かの地域に出向いて行って、市民の人達の声を実際に聞いてワークショップをやったり、そしてそれを整理するところから始めていった。こういう風に考えると、アンケートというのは非常に有効だと思うけれども、アンケートで住民の意思を吸い上げるというこの手法だけではなくて、まさに地域住民の中に入って行って生の声をどう吸い上げるか、住民の願いをどう実現していくのか、その辺の配慮をしっかりとした上での計画策定でないと、本当に生きたものになっていかないと思う。今回もそのようなことをお願いしたい。

(厚生課) 今のお話の策定の方法だが、私どももアンケートだけでとは思っていない。アンケートは、あくまで、事業者の方に対するアンケート。それから住民の方に対するアンケート。そういったことも一つの手法である。

それから、7つの視点に立った分科会も、前回というか最初に策定したときと同じ様に、設置をしていきたい。今考えているのは、分科会を7つ設けるが、一つに5名くらいの少人数になるかもしれないが、その皆さんが非常に活動的に動けて、今お話しのように、地域の中に行くこともあるだろうし、何回も何回も会議をして練り上げていくということを考えている。この辺についても、専門分科会の委員さんのご意見をお伺いする中で、具体的に進めていきたいと考えている。

(委員) 後は、専門分科会で詳しく伺う。

(委員) 12ページの7つの分科会の中で、5人程度と伺ったが、もう少し多い方が良いと思う。公募についてどう考えているのか。住民自治協議会でも、地域福祉計画をそれぞれ30の地区でやっているところもあると思う。ワークショップとかで意見が出されて地域福祉計画もかなり出されていると思う。30の住民自治協議会、それぞれ違う状況があると思う。それをどうやって策定に反映させていくのか、考え方を教えてほしい。

(厚生課) 一点目であるが、私どもで考えているのは、作業部会で75名、7つに分けて5名ぐらいでどうかという案を持っている。これは決まっているものではないので、専門分科会でももう少し多い方が良いというのであれば、そのようにしたい。それから、作業部会は、各種団体の関係者、公募の委員さん、公募して、そういった皆さんで広くご意見をいただく、参加していただく中で、策定をしていきたいと考えている。

二点目の、住民自治協議会が各地域で活動しており、各地域の要望であるが、これから作ろうとしているものは、長野市の地域福祉計画である。この長野市の地域福祉計画に基づき、各地域30地区において、地区の地域福祉活動計画を作成していただきたいとお願いをしているところ。今度も、長野市が見直した地域福祉計画に基づき、それぞれ各地域では地域に合った計画を作っていただきたいという風に考えている。

(委員) 第二次長野市地域福祉計画に基づいて、地域の計画を作成してほしいという論理は、良いのかという感じがする。つまり、地域の実情に合って地域の福祉活動計画が作られつつある。そういうものをしっかりと我々は受けとめて、長野市全体として地域福祉を今後どのように進めていったら良いのかという相互的なフィードバックが必要だと思う。上で地域福祉計画は作った、それに従って君たちはこうすべきだという、この論



理はいかがなものか。

(厚生課)一番は、地域からの色々な実情というか、そういったものを反映して作るべきだと思う。それが長野市の計画ということになるかと思う。

(委員)14ページの2番目の受益者負担金について。1レセプトあたり300円から500円の値上げの問題、3月議会でも値上げについては話が出た。各市町村でこの件についてどういう論議がされているか分かれば教えてほしい。市町村独自に、値上げをしないで300円に据え置きするということがあれば教えていただきたい。

(厚生課)各市町村の動きは調査していない。ほとんどは、まだ決まっていないのではないかと感じている。中には10月からの実施というふうに聞き及んでいるところもある。少し延ばすかなと考えているところもある。今のところ、そんな状況。市町村によっては、審議会なり、そういった機関にかけてということもあるというふうに聞いている。

## (2) 決定事項

### 諮問事項の審議方法

(委員長)ただ今の諮問事項についての審議方法は、社会福祉審議会条例第6条第1項により、(1)については児童福祉専門分科会へ、(2)については老人福祉専門分科会へ、(3)については地域福祉専門分科会へ、それぞれ調査・審議について付託する。

なお、(4)については、内容が複数の分科会に渡ることから、審議する分科会がないが、このような場合は、どのようにしたらよいか、事務局のお考えがあったら教えてほしい。

(厚生課)社会福祉法上では、障害者福祉や老人福祉に関する事項等の調査・審議においては、それぞれの専門分科会を置くこととし、専門分科会で調査・審議を行っていただいているというのが現状。今回は、諮問内容が複数の専門分科会に渡り、審議する適当な専門分科会がない。このため、新たに専門分科会を設置してご審議いただくか、又は、この本会でご審議をいただくかということになるかと思う。事務局としては、他の専門分科会との整合性を図る必要がある。諮問内容が非常に多岐に渡る。平成17年度に、福祉医療費給付金に関する諮問をさせていただいたが、そのときも臨時専門分科会を設置いただき、ご審議いただいた経過がある。このようなことから、今回も新たに臨時専門分科会を設置し、ご審議をいただけたらと考えている。

(委員長)ただ今、事務局から説明があったが、できれば分科会を設置したいとのことであるが、いかがか。

(委員)異議なし。

(委員長)ただ今、異議なしの声があったが、よろしいか。

(各委員)同意

(委員長)それでは、新たに分科会を設置することにする。事務局にお伺いするが、委員の構成等については、何か腹案等あるか。

(厚生課)委員の構成については、福祉医療の内容が現在ある各専門分科会に関係があるので、障害福祉、児童福祉、老人福祉及び地域福祉の各専門分科会から、それぞれ3人の委員様をご選出いただき、計12人で構成をした臨時専門分科会にしていただければと考え

ている。委員の選出については、この後の会議で、各専門分科会から選出いただければと思う。また、選出区分は、各専門分科会の本会の委員さんから2人、そのうちの一人は学識経験者、もうお一方は社会福祉関係者というふうにしていただき、残りの一人は、専門分科会委員のうちの公募委員さんからお選びをいただければと考えている。今回の臨時専門分科会については、現在設置されている専門分科会に準じた位置づけでお願いをしたいと思う。

それから、福祉医療費給付金の諮問の1番目の案件、受益者負担金の案件については、答申の予定が8月までにということで、臨時専門分科会に、至急、ご審議をいただきたいと考えている。結論が出たところで、審議会本会へご報告をする必要があるが、皆さまにお集まりいただくのも大変かと考えますと、答申内容及び方法については、正副委員長さんに一任をいただき、委員の皆様には文書による報告とさせていただけたらというふうに考えている。また、臨時専門分科会については、第1回目を7月上旬、出来れば2日に予定をしたいと考えている。

(委員長)事務局より、委員の構成について説明があった。よろしいか。

(委員)異議なし。

(委員長)異議なしの声があったが、よろしいか。

(各委員)同意。

(委員長)それでは、委員の構成は、各分科会から3人ずつ、計12人とし、この後の専門分科会で選出をいただくこととする。また、福祉医療費給付金の1番目の答申方法については、ただ今のお話のとおり進めさせていただく。それでは、諮問事項の「長野市福祉医療費給付金について」は、新たに設置される分科会に付託することとする。

### (3) 報告事項

#### (仮称)長野市障害者基本計画の策定について

16ページ、資料の5。現在のところは仮称としているが、本市の障害者基本計画というものを、今後、審議会、障害者専門分科会のご意見をいただきながら策定をしてまいりたいというもの。

1の策定の趣旨。国の制度改正の方向、社会情勢・ニーズの変化を踏まえ、全ての人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すものとして、障害者基本施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにするために策定をするもの。3行ほど下がったところに、平成13年8月に策定されたとあるが、本市では「第三次長野市障害者行動計画」というものを8年ほど前に作っている。この10ヵ年計画が平成22年度末で終了するので、新たに策定するもの。

2の計画の位置づけ。障害者基本法第9条第3項で、「市町村障害者計画」として、各市町村ごとに、障害者に係る総合的な支援策を定めるものとする。これに基づき、本市の障害者福祉計画の基本的な計画としたいもの。国の「障害者基本計画」、長野県の「障害者プラン後期計画」、それから本市の「第四次総合計画」等、関連計画、整合を図った計画としたい。

3の計画の概要。平成21年度を策定の準備期間とし、平成22年度末の平成23年3月

の策定を目指すもの。計画の期間は、平成 23 年度から 32 年度までの 10 カ年。障害者の福祉に関する基本的施策として、( 1 )から項目が並んでいるが、( 1 )の医療、介護等、( 2 )の年金等から始まり、次のページ、( 11 )の文化的諸条件の整備等まで、これら 11 分野に沿って計画をまとめていきたいと考えている。

4 の計画策定の体制。下の図のとおり、長野市と地域自立支援協議会、通称で長野市障害福祉ネットと言っているが、ここが主体となっていく。福祉ネットというのは、行政、民間の福祉とか、保健、職安、相談支援の機関、事業者、教育機関等、総合的な分野で組織をされた団体。そして、市民や関係団体の意見を反映させ、当審議会及び障害者専門分科会のご意見を伺いながら、計画を策定していきたいと考えている。

18 ページ、5 の計画策定スケジュール。下の図にあるように、21 年度を計画策定の準備期間とし、計画の骨組みの検討とか、現況調査を実施する予定である。そして 22 年度には、アンケート調査を行い、最終の計画案まで作っていきたいと考えている。一番下の 22 年度の月毎の表であるが、本日の 6 月、当審議会とこの後の専門分科会で説明させていただき、上の 支援業者の選定から の骨組みの検討等を進めてまいる予定。10 月には、 の現況調査について、専門分科会の中で説明をさせていただきたい。年明けの 1 月には、本審議会、そして専門分科会で進捗状況の説明をさせていただきたいと考えている。( 障害福祉課 )

【質疑応答】なし。

#### 市立保育所の民営化等について

19 ページ、資料 6。長野市立保育所の民営化等について、まず、民営化について説明させていただく。市は、限られた財源の中で、保育サービスを提供する必要性、また、民間の活力の活用を図るために、平成 15 年度に、三輪保育園、川田保育園、下氷鉦保育園について、保護者の民営化計画について説明したがご理解いただけなかった。このため、皆さんと十分時間をかけ丁寧な説明を心がけ、ご理解をいただくように務めてきた。

その中で、保護者の皆様からは、民営化にして保育方針とか、保育内容が変わるのでは、また、保育士が一斉に替わるのではといった不安の声があったけれども、子どもたちへの民営化による影響を出来る限り少なくし、その上で、三輪、川田、下氷鉦保育園の民営化の方法を移管から運営委託に変更した。市の保育方針や保育園の保育環境の継続を図るように行ってきた。

また、1 年間の引継ぎ保育を実施するとともに、保育園に勤務する市嘱託保育士が、民営化後も引き続き保育園で勤務できるように相手先に要望していくなど、保護者の民営化に対する不安の払拭を行ってきた。

その中で、三輪保育園が今年の平成 21 年 4 月から、社会福祉法人ミツワ会による運営委託が始まっている。また、川田保育園と下氷鉦保育園については、保護者からの民営化に対する不安や要望、それぞれの意見を踏まえ、民営化の時期を見直した上でスケジュールを決定し、提示した。更に、城東保育園については、隣接する社会福祉法人済生会長野保育園へ移管統合することについて、平成 18 年度に保護者の皆様に計画の内容を提示し、話し合いを続けてきた。

次に2番の民営化の時期について。三輪保育園については、先ほど申し上げたとおり、平成21年度4月から運営委託が始まっている。

また、川田保育園、下氷鉋保育園、城東保育園については、平成20年度に保護者の皆さんと協議を行ってまいり、本年度は、選考委員会、長野市立保育園委託・移管先選考委員会という名称であり、各保育園毎に設置する委託先と委託内容を審議する委員会。学識経験者、民間諸団体の代表者、地域関係者として区長や民生委員、保護者の代表で構成するもの。そのような中で21年度は、選考委員会をそれぞれの保育園で設置し、委託先等を決定する中で、3者懇談会、これは、保護者、委託先、長野市の3者で、懇談会を開き、より良い運営にできるように定期的開催するもの。これを21年度は行ってきた。

そして、22年度の1年間は、委託先と長野市との合同による保育士により、引継ぎ保育を実施。23年度からは、委託先による運営、これは、川田保育園と下氷鉋保育園で行う。城東保育園については、済生会長野保育園に移管をしていくもの。移管は、長野市の土地を無償で貸与し、園舎を譲渡し、保育方針に従って保育をされるもの。移管後は、完全なる私立保育園になる。運営委託は、園舎を市の管理のまま、市の保育方針による運営を社会福祉法人に委託するもの。

次に20ページ。(3)の保護者の意見等。それぞれ、三輪保育園、川田保育園、下氷鉋保育園、城東保育園とあり、主な保護者の意見、それから、主な市の対応を記載している。

川田保育園、下氷鉋保育園については、保護者の意見として、「保護者代表の選考委員を2人から3人にしてほしい。」「引き続き説明会を開催し、保護者の不安や疑問に対し、回答してほしい。」「このような意見が出ている。

また、城東保育園については、「移管統合先の済生会長野保育園の保護者は、城東保育園との統合をどう考えているか知りたい。また、済生会長野保育園から保育方針や保育内容を聞きたい。」という意見が出ている。

(4)民営化後における市の関わり方。保育の実施にあたっては児童福祉法第24条において、「市は保育に欠ける児童を保育園等で保育しなければならない」と掲げられており、市の責務がある。民営化後の保育園運営が適切に行われるよう今後も指導、監督をしていく。特に委託又は移管条件に沿った保育が行われているかどうかを検証するとともに、長野市の保育士の保育指針に基づいた定期的な指導、チェックを行っていくもの。

更に、公立私立の保育園合同による保育士研修会を開催し、保育士交流会を実施し、保育士の資質向上を図る。

次に21ページ。統合の報告。信更、戸隠、豊野がある。

(1)信更。信更地区は信田保育園と更府保育園の2園がある。20年2月に地域の区長会が中心となり、信更地区保育園問題検討委員会を設立し、両保育園の方向性について検討しているところ。

その中で地元からは、統合してでも一つは保育園を残してほしいという決定をいただき、長野市はこの決定を尊重して、統合場所、時期について方針を決定した。

統合場所について、更府保育園の土地は賃借していること、信田保育園の園舎が更府保育園より広いこと、これらを踏まえ、現在の信田保育園を統合保育園とする。また、統合時期については、両保育園を併せても20名程の人数であり、子供達の集団活動に適した人数を確保する観点からも、なるべく早い時期に統合する必要性から、現在の信田保育園を園舎の耐震化等を実施する中で、平成23年度に統合を目指すものである。

(2) 戸隠。戸隠は、戸隠中央、宝光社、東ノ原の3つの公立保育園がある。長野市では3園を1園に統合する事で検討してきた。建設候補地については、平成20年1月に、地区区長会を中心とした戸隠地区保育園統合検討委員会において、現在の3保育園を1保育園に統合する検討をしてきた。慎重な検討を重ねていただいた結果、旧長野吉田高校戸隠分校跡地、長野市教育委員会の所管している土地に決定をし、市は平成22年度に建設工事を決定して、23年度の統合を目指していく。戸隠小学校のすぐ南側。

(3) 豊野。豊野地区には3つの保育園があるが、そのうち、さつき保育園とみなみ保育園の統合について合併前から検討されていたが、市は1園に統合することで検討してきた。建設候補地については、平成20年1月に地区区長会を中心として、さつき保育園みなみ保育園統合廃止検討委員会を設置し、長野市からは統合廃止場所を現在のみなみ保育園として、平成24年度に統合する案を提示し検討しているところである。これまでに5回の検討会を開催し、検討委員会からは、現在のみなみ保育園は敷地が狭く、保育園の送迎駐車場を十分に確保できないとの意見が出されており、今後も検討委員会において十分な協議をいただく中で、地元の要望を聞きながら統合保育園を目指していきたい。

22ページは信更地区の信田保育園と更府保育園の統合廃止を記載したもの。23ページは戸隠地区の統合保育園の建設用地として、支所と戸隠小学校の間に旧吉田高校跡地に建設予定地がある。

24ページは豊野地区の、ひがし保育園、みなみ保育園、さつき保育園の3園があり、さつき保育園とみなみ保育園の統合廃止を検討中。(保育家庭支援課)

【質疑応答】なし。

#### 次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定について

25ページの資料7。次世代育成支援行動計画後期計画策定について説明する。

1、次世代育成支援行動計画。近年の急速な少子化の進行に伴い、平成15年度に次世代育成支援対策チームが制定され、市の公共団体も含めて一般事業主について、次世代育成支援対策に関する行動計画を策定することとなった。長野市も平成16年度に、10年間の集中的な取り組みを行うための行動計画を策定し実施している。

2、後期計画策定について。次世代育成支援行動計画を10年間、平成17年度から26年度までの10年間は次世代育成支援行動計画。平成17年度から21年度までの5年間は前期行動計画。22年度から5年間の後期行動計画を予定している。平成21年度に後期行動計画の計画を策定し、次世代計画の効果、前期計画の効果等認識調査を行う中で策定するものである。

26ページ、3、計画策定体制。後期行動計画の策定は、長野市次世代育成支援行動計

画推進委員会を主体としているが、市民の専門家、関係団体等の意見を計画的に反映させるために、長野市次世代育成支援対策委員会を平成 21 年に設置し、皆様にご理解、また、連携をいただきながら策定するもの。

左側の表は長野市次世代育成支援行動計画推進委員会、右側の表は長野市次世代育成対策委員協議会を 21 名で構成し計画を策定していくもの。計画を策定する間に、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会のご意見をお聞きしながら、計画を策定していきたい。

4、策定スケジュール。検討、作成を 11 月中旬頃までに行っていく中で、計画案がまとまり次第、児童福祉専門分科会の意見をいただき、11 月から 12 月にかけて計画案の決定、候補を挙げていく。12 月中旬から計画案の修正、その上で計画を策定していきたいと考えている。( 保育家庭支援課 )

【質疑応答】なし。